

○三春町子育て支援医療費助成に関する規則

平成21年9月18日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、三春町子育て支援医療費助成に関する条例（平成21年三春町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の申請)

第2条 条例第6条に規定する登録申請は、子育て支援医療費受給資格登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第2条第3項に規定する医療保険各法に定める被保険者証
- (2) その他町長が必要と認める書類

(受給資格証の交付)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請者に受給資格があると認められるときは、子育て支援医療費受給者資格台帳（様式第2号）に登録し、子育て支援医療費受給資格証（様式第3号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

(受給資格証の有効期間)

第4条 受給資格証の有効期間は、子どもが出生した日又は三春町に転入した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成の方法)

第5条 条例第9条第2項に規定する助成申請は、子育て支援医療費助成申請書（様式第4号）によるものとする。

(届出義務)

第6条 受給資格者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、子育て支援医療費受給資格内容変更届（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 保護者及び子どもの双方又はいずれか一方の氏名又は住所
- (2) 加入している保険種別

(受給資格証の再交付)

第7条 条例第12条に規定する再交付の申請は、子育て支援医療費受給資格証再交付申請書（様式第6号）によるものとする。

(受給資格証の返還)

第8条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を町長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(三春町乳幼児医療費助成に関する規則の廃止)

- 3 三春町乳幼児医療費助成に関する規則（平成7年三春町規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成24年8月6日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三春町子育て支援医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則、三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例施行規則、三春町保育所管理運営規則、三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例施行規則、三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、三春町認可外保育所管理運営規則、三春町身体障害者福祉法施行細則、三春町補装具費の支給に関する規則、三春町自立支援医療費（更生医療）の支給に関する規則、三春町子育て支援助成金条例施行規則及び三春町子育て支援医療費助成に関する規則（以下「規則等」という。）の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則等の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、必要な改定を加えたうえ、なお当分の間、使用することができる。